

筑紫野市教職員の働き方改革取組指針に掲げる取組の実施状況について

(1) 教職員の意識改革

取組内容	実施状況
勤務時間の適正な把握	令和元年度から全小中学校で、勤怠管理システムにより勤務時間を把握。
定時退校日の設定	全小中学校で、毎月2回程度の定時退校日を設定。
学校閉庁時刻の設定	各小中学校で、各校の実情に応じて、学校閉庁時刻を設定。
学校閉庁日の設定	夏季休業期間の一部（お盆期間）、秋季休業期間、冬季休業期間の一部（年末年始）に学校閉庁日を設定。
保護者・地域住民の理解・啓発	学校閉庁日等について文書、ホームページにより周知。

(2) 業務改善の推進

取組内容	取組方法
業務改善の推進	会議や学校行事の見直しを行い、時間の短縮などの業務改善を実施。
授業準備等の支援	各小中学校に、教材作成補助や授業準備補助を行う学習支援員を配置。
学校のICT化	全小中学校において、校務用端末、校内LANシステムを構築。
事業・研修の削減	市教育委員会が実施する研修について、実施内容や時期の見直し。
勤務時間外の電話対応等の負担軽減	勤務時間外の電話対応等の負担を軽減するため、各小中学校に電話の自動音声対応機能を導入。

(3) 部活動の負担軽減

取組内容	取組方法
部活動休養日の設定	休養日を週当たり2日以上設置（平日及び週休日に各1日以上）。